

# 中川事務所新聞

第51号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【厚生年金保険料の値上げ】

平成19年9月分から現行14.642%から14.996%(個人と会社で折半)に引き上げられます。個人にとっては手取り給与が減り、会社にとっては人件費コストが増えます。なお、この値上げは平成29年まで毎年続きます。

給与計算ソフトを使っている会社は料率テーブルのチェック、手計算の会社は新しい料率表の準備を忘れないようにしましょう。

### 【防災の日】

9月1日は防災の日です。これ



から台風の季節を迎えます。先日、姫路地方を襲った集中豪雨のとき、我が家は5時間に渡って停電しました。情けないことに懐中電灯の電池が切れていて、灯りが一切ありませんでした。やむを得ずノートパソコンと携帯電話の画面でその場を凌ぎました。

災害はいつ襲ってくるかわからないので、最低限の準備だけはしておきましょう。携帯電話のワンセグもこういった場面で役に立つかもしれません。我が家では早速、手動充電式の懐中電灯を買いました。

### 【パソコンの管理はしっかりと】

この夏、私の周りで4台のパソコンと2台のプリンターで不都合が起きました。使ってい

る人や場所も購入時期も違うものがほぼ同時でした。

原因ははっきりしませんが、万一に備えてデータのバックアップや清掃は小まめに行いましょう。

### 【9月の事務予定】

- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・5月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税
- ・秋の全国交通安全運動 (9/21(金)~30(日))
- ・運動会



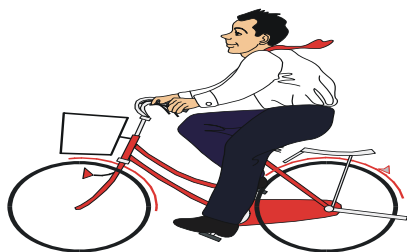
## 知ってお得！？法律雑学

Q. 警察官に職務質問を受けましたが、答えなければなりませんか？

A. 警察官は、不審な人物を見つけた時や、犯罪を行った(或いはこれから行おうとしている)らしき人物を見つけた時、「職務質問」をすることができます。

しかし、実は我々一般人に

は、職務質問に答える義務はありません。ただし、気をつけなければいけないのは、こちらが執拗な警察官にカッとなって殴ったりすると、「公務執行妨害罪」が適用され、



3年以下の懲役または禁錮に処せられる可能性があります。逆に警官が殴ってきた場合、「職務強要罪」になりますので、すぐに裁判所に訴えましょう。職務強要罪も3年以下の懲役または禁錮に処されます。

ただ、何もしていないのなら、素直に職務質問に応じた方が良いでしょう。素直に応じれば、すぐに解放してくれるはずですよ。

# 経営談義

## 【経営セーフティ共済】

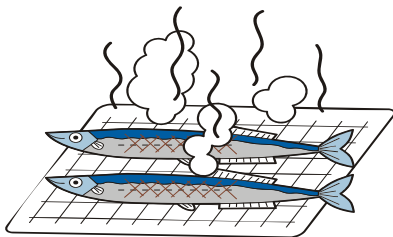
突然の取引先の倒産から我社を守る経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）を紹介いたします。これは国が全額出資する中小企業基盤整備機構が運営する制度です。

### ①毎月の掛金：

- ・月額5千円から8万円まで自由に選ぶことができます。
- ・全額経費で落とせます。
- ・総額320万円まで積み立てられます。

### ②共済金の貸付：

- ・取引先が倒産した場合、掛



金総額の10倍（最高3200万円）までの貸付が受けられます。

- ・無担保・無保証人です。
- ・一時貸付制度も利用できます。

### ③解約手当金：

- ・12ヶ月以上掛けると最低80%、40ヶ月以上で100%の解約手当金が支払われます。
- ・解約手当金は収益となります。

売掛金や受取手形の回収には、普段から細心の注意を払っておくべきであり、そのための管理体制もしっかりしておかなければなりません。しかし、注意をしても取引先の倒産に巻き込まれることはありえます。

未回収が発生した場合、自

己資金で賄えるのなら問題はないのですが、自己資金が潤沢な会社はそれほど多くないのが現実です。銀行から緊急融資を受けるにしても、すんなり通るとは限りません。

この共済は掛金全額が経費で落とせることから節税になり、また、40ヶ月以上で全額返金の道も残されているので、会社にとって非常に都合の良い制度です。

リスク管理の一環として是非お勧めします。



スポーツの秋です。事故以来中断しているジョギングを今月から復活します。

盆休みには実家の裏山の草刈をしました。台風の塩害などで松の木がすっかり無くなったと思っていたら、よく見ると小さな木がたくさん育っていました。自然の力はすごいですね。

やはり今年の夏も暑かったですね。私はすっかり夏バテになってしまいました。これといった解消策もなく、何とか涼しくなってくれるのを祈るばかりです。

あともがき

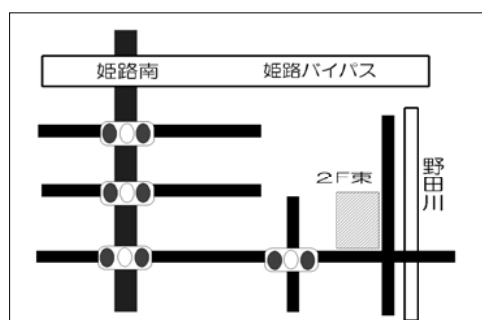
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp